第三十七条の二第二項	二級河川の修繕	改良工事等
、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項	第六十五条の三第三項若しくは	又は第六十八条第二項
第三十八条第三項	第六十五条の三第三項若しくは	第六十五条の三第三項又は
負担金又は法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項の規定により都道府県が負担すべき負担金		負担金

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の五第一項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度　洪水、雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）、津波又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命、身体又は財産に著しい被害（以下この号において「洪水等による被害」という。）が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、当該区域における洪水等による被害を防止し、又は軽減する観点から見て合理的な数値であること。

第百三十六条の二の五第六項中「第一項第十一号若しくは第十二号」を「第一項第十二号若しくは第十三号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同条第八項中「第一項第十三号若しくは第十四号」を「第一項第十四号若しくは第十五号」に、「すべて」を「全て」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第四条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に改める。

第六条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　一団地の都市安全確保拠点施設

第七条の四中「第十二条の五第二項第一号」を「第十二条の五第二項第一号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。

第十三条の見出し中「協議等」を「協議」に改める。

第三十六条の九中「から第十号まで」を「、第九号又は第十一号」に改める。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「当該計画」を「当該集団移転促進事業計画」に改め、同条ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「第三条に」を「第四条に」に改め、同条を第六条とする。

第四条（見出しを含む。）中「第七条第五号」を「第八条第五号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条中「第七条第三号」を「第八条第三号」に、「第二条第二項」を「第三条第二項第三号」に、「同条第一項」を「法第二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第七条各号」を「第八条各号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（法第三条第二項第三号の施設）

第二条　法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三　病院、診療所又は助産所

（地方住宅供給公社法施行令及び市民農園整備促進法施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第七号

二　市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）第三条第一号

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「、第二号及び第五号から第七号まで」を「から第三号まで及び第六号から第八号まで」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第二条及び」を削り、「同令第二条」を「同条」に、「第七条各号」とあるのは「第八条各号」とあるのは」に、「第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」とあるのは「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」に、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）」を「第八条各号」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第九条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号ロ中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十一号」に改める。

第三十四条第一項第九号中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第十条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条及び第三条」を「第三条及び第四条」に、「第二条中「法第七条各号」を「第三条中「法第八条各号」に、「第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」を「第八条各号」と、同令第四条中「第三条第二項第三号に規定する住宅団地（」に、「住宅団地（以下「住宅団地」といい、」を「第二条第二項に規定する住宅団地（」に、「含む。）」を「含む。）」と、「法第二条第一項」とあるのは「同条第一項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号及び第八十五条第三号中「災害が発生した地域及び災害危険区域からの」を「防災のための」に改める。

附　則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉
法務大臣　上川　陽子
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉